

研究の窓

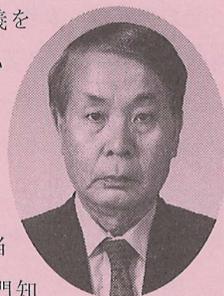
法科大学院の実務家教員となって

永野 義一

法曹を志し、その目標めざし真摯に勉学に励む若者の姿を見ると、感動を禁じえない。浅学非才の身だが、神大法科大学院の教員を引き受けたからには、学生諸君全員に司法試験の関門を突破、次代の司法を担う法曹になってもらいたい、その一助になれば幸せと、授業のあるたび、思いを新たに学生と向かいあっている。検事当時、法務総合研究所教官を務め、若手検事らを対象に刑事法関係の講義を担当、警察大学や税務大学に出張講義したり、弁護士になってからは顧問先企業や公団等の総務担当者にコンプライアンス関連の講演をよく行った。だが、これらの受講する方々は、試験を控えているわけでもなく余裕、ゆとりをもって臨んでおり、それにつれ、講義する私の方も、気軽に即興のギャグ飛ばしながら話しを進めていたものである。しかし、法科大学院での授業はそんな甘いものではないこと、2年近く教員を経験して実感した。幾多の学者の参考書を読み込むなど予習し真剣な眼差しで授業に臨む学生諸君を目の当たりにすると、いい加減な授業はやれないぞと自戒、老骨に鞭打ち、授業に備え、休日返上で、参考判例を探したり、昔読破した学術論文等を読み返すなどしている。

私は、「刑事訴訟法」と「刑事法演習」を担当するが、教材は判事出身の方の著書、それに法務省刊の実例を基に刑事訴訟法の論点を解説する「刑事訴訟法演習問題」を主たる参考書として授業を進めている。実務家教員の責務は、法理論を刑事実務でいかに応用、適用できるか、いわば理論と実務の橋渡し役と考えるので、検事や弁護士として関与した生

の刑事事件を素材として講義を組み立てるように努めている。法科大学院における教育は、司法制度改革審の意見を引用するまでもなく、専門知識の習得はもとより当然として、その習得した専門知識に基づき、具体的な法的問題、紛争を適切に解決



処理していく能力、すなわち、法的分析力、論理的で説得力ある論議を口頭、文章で表現出来る能力の養成が中心と考える。勉学中の若き頃、先輩から「条文の暗記だけじゃ駄目だ、何故そういう規定があるのか、何故かと、常に問題意識を持つことが大事」と指導されたが、けだし至言、論文試験では単なる知識の羅列だけでは駄目で、解決に至る思考過程、読む人を納得させる説得力ある論述が出来るようにしなければならないと思う。

「よく学び、よく遊べ」は、私の口癖で、学生諸君に、「24時間机に向かっていても雑念沸いて能率が上がらんぞ」と話し、拙い講義を真剣に聞いてくれる学生諸君への謝意もこめ、授業終わると、学生の案内で六角橋辺の「いわし屋」「豆腐屋」等に行き皆と雑談しながら昼食を共にするよう努めている。和気あいあいと未来に向けて目を輝かし語り合う若者達に接すると、嬉しく、皆、志を遂げ立派な法曹に成って欲しいと願う今日この頃である。

法科大学院教授